

平成28年度 社会福祉法人 飛騨市社会福祉協議会 事業計画

基本方針

社会福祉協議会は、公共性の高い「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として「社会福祉法」に位置づけられており、住民参加の地域福祉活動を支える中核的な存在としてその役割を果たさなければなりません。

日本社会全体の問題ではありますが、飛騨市においても少子・高齢化と人口減少が急速に進展するなか、孤立や経済的困窮者の増加、地域のつながりの希薄化や核家族化の進行によるコミュニティ機能の低下など、公的制度だけでは解決できない様々な福祉、生活課題が数多く生じています。

市では昨年度から始まった生活困窮者自立支援事業の推進や、介護保険制度改正に基づく健康寿命延伸に向けた具体的な取り組みなどが始まろうとしておりますが、公的制度事業だけでは対応しきれない様々な地域課題解決に向けた本会の果たす役割は今後益々重要となってきました。

昨年度は「飛騨市第2期地域福祉活動計画」の総点検を実施し事業全体の見直しを行ったところでありますが、今年度はその結果に基づき、基本理念と3つの基本目標の実現を目指して、市をはじめ関係機関、地域、各種団体等と連携しながら、「誰もが住み慣れた家庭や地域で、安心していきいきと暮らせる地域づくり」の推進を図ります。

『基本理念』

市民がいつまでも安心して暮らせるまち
～みんなで広げよう地域支えあいの輪～

(3つの基本目標)

- ①地域の活動と密接に連携した福祉の推進
～お互いの顔が見える地域を育もう～
- ②地域の助け合いの土壌の輪を広げよう
～身近な活動から生まれる地域のつながり～
- ③社会福祉協議会及び事業の周知と強化
～より身近に、親しまれる社協へ～

平成28年度重点目標

- ① 地域の自治会等役員や福祉関係者等の参加による見守りネットワークブロック別研修会を開催し、見守り活動を通じた住民参加による地域づくり（地域福祉活動）を推進します。

- ② 今年度2年目となる「介護サポーター事務局事業（市受託事業）」の拡充を目指し、高齢者の社会参加活動推進を通じて生きがいづくりや健康寿命の延伸を図ります。
- ③ 地域からの孤立や経済的困窮者等の生活弱者に対する相談支援や、日常生活自立支援事業、法人後見事業による個別支援を強化します。

主要事業計画

1 法人運営事業

本会の事業は、住民の皆様からの会費を始め、寄付金・共同募金配分金・行政等からの補助金、受託金等によって運営されています。

各種事業の実施に関しては、広報紙「福祉ひだ」の発行やホームページの運営、チラシの配布、同報無線の活用などを通じて広く情報提供を図り、住民の皆様の理解と協力・参加を得られるよう努めていきます。

また、常に事業の効率的な実施に努めると共に、会費の確保、新規事業の受託、各種補助金・助成金の有効活用など、多様な財源確保を図りながら財政基盤の安定に努めます。

2 福祉推進事業

本会の事業の理解促進と地域のニーズの掘り起こしに積極的に取り組みながら、子育て世代から高齢者までを対象とした地域福祉活動を推進していきます。

子育て意識や家庭教育力の向上を目指して開催する子育てサロン事業（カフェワゴン）を継続して実施すると共に、地域における高齢者の生きがいづくりや交流の場である「ふれあいサロン」の普及促進、ひとりぐらし高齢者を対象とした「ふれあい交流事業」及び「ゆうゆう旅行」の実施を通して閉じこもりや認知症の予防にも取り組みます。

また、誰もがボランティア活動に参加できる福祉のまちづくりを目指し、ボランティアセンターを拠点として、活動のきっかけづくり、人材育成、ボランティア団体相互の情報共有や連携がとれる体制作りを推進します。

加えて、市内の小・中・高校に対して行う福祉協力校活動支援を始めとして、企業、各種団体等が実施するボランティア・福祉教育にかかわる活動を支援します。

3 日常生活自立支援事業

岐阜県社会福祉協議会からの受託事業として、高齢や障がい等によって判

断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援等を行う日常生活自立支援事業を実施します。

なお、事業の実施に当たっては、専門職員研修会等へ積極的に参加してスキルアップに努めると共に、市の担当部局とも連携して住民の利用促進を図ります。

4 成年後見事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々に対し、財産管理や契約手続き等を支援したり、生活をしていく上でのサポートを行う成年後見事業を継続して実施していきます。

5 共同募金配分金事業

共同募金配分金を活用して、ひとりぐらし高齢者等見守り活動、給食サービス、高齢者ふれあい交流などの高齢者を対象とした事業や、なかよしキッズの保護者を対象とした、いきぬきカフェの開催、ひとり親家庭支援事業、イクメン支援事業などの子育て世代への支援、また関係団体と連携しながら広く市民を対象に開催する福祉・ボランティアフェスティバル、健康と福祉のつどいなどの事業を積極的に実施します。

6 生活福祉資金貸付事業

岐阜県社会福祉協議会及び本会の福祉資金貸付事業を活用し、一時的に日常生活に困っている方等が安定した生活を送れるように支援すると共に、民生委員・児童委員と協力しながら償還に向けた支援を行います。

7 市補助事業

であいサポートセンター運営事業では、コーディネーターに直通電話を配備していつでも結婚相談を受けられる体制を整えると共に、河合町・宮川町・神岡町においては定期的に結婚相談所を開設して相談を受ける他、コーディネーターと事務局で協議する運営会議や、相談員（せわやきさん）との「せわやき会議」を毎月開催して、情報の共有化を図りながら成婚に向けたいろいろな取り組みを行います。

その他の市補助事業としては、シニアクラブや地域公民館等が主催して企画開催する敬老会事業に対して支援助成を行います。

8 市受託事業

市からの受託事業として、住み慣れた地域の中でいつまでも健やかで安心して暮らすために地域住民が主体となって推進する地域見守りネットワーク体制構築に向けた支援や、心配ごと相談、弁護士による無料法律相談などの相談所運営の他、ひとり親家庭を対象とした親子いきいきふれあい事業、高齢者や障がい者を支援する軽度生活援助事業、介護施設等における住民ボランティア活動を支援する介護サポーター事務局事業等を行います。

9 事務局の受託

飛騨市民生委員児童委員協議会、古川・河合・宮川・神岡地区民生委員児童委員協議会、飛騨保護区保護司会、飛騨市更生保護女性会等の団体事務局を受託し、本会及び関係団体との連携を図りながら、円滑な組織運営を目指した支援を行います。

10 日中一時支援事業

飛騨市から委託を受けて、飛騨市神岡東生涯学習館において障がい者日中一時支援事業「なかよしキッズ」の運営を行います。

運営に当たっては、市の関係部局や学校、飛騨子ども相談センターなどの関係機関と緊密に連携すると共に、職員研修会の開催などを通じて職員のスキルアップを積極的に図り、安心して利用していただけるような環境作りを進めます。

開所日は、平日の放課後、月3回の土曜日、夏休みや冬休み等の長期休暇中とします。